

# 多摩ニュータウン環境組合における 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年2月1日  
多摩ニュータウン環境組合  
管理者 阿部裕行

多摩ニュータウン環境組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、多摩ニュータウン環境組合が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

多摩ニュータウン環境組合では、女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を、庁内会議体を通じ、継続的に行います。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。課題分析の結果、令和7年度までの目標値を、次のとおり設定します。

### 目標1

男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇の取得率を100%にするとともに、1人当たりの取得日数を5日以上とすることを目指します。

### 目標2

年次有給休暇の平均取得日数（当該年度付与日数20日に対する平均取得日数）を14日以上にするとともに、取得日数が5以上の職員割合を100%にすることを目指します。

### 目標3

職員に占める女性職員の割合を15%以上にすることを目指します。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施、または強化します。

##### 取組 1

令和3年度より、男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇の取得の促進に向けて、管理職は常に注意を払い、休暇等の制度を周知するとともに、出産支援休暇・育児参加休暇付与者に業務が集中しないよう組織体制を整えます。また、日頃から出産支援休暇・育児参加休暇が取得しやすい職場づくりに努めます。

##### 取組 2

管理職は、職員に対して年次有給休暇取得の声掛けをしたり、管理職が年次有給休暇を積極的に取得する等、年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりをするとともに、年次有給休暇の取得状況を確認し、取得状況が低調な職員に対し休暇の取得時季を指定する等、年次有給休暇の取得の推進を行います。

##### 取組 3

令和3年度より、女性が働きやすい職場であることをアピールすることで、構成市からの派遣や、採用試験に応募しやすい環境を整えます。